

君津市福祉作業所の設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正案	現 行															
<p>(名称、位置及び定員)</p> <p>第3条 作業所の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="192 363 1111 411"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>君津市福祉作業所ミツバ園</td> <td>君津市坂田396番地の4</td> <td>20名</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業)</p> <p>第4条 作業所は、支援法第5条第15項に規定する就労継続支援のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型（第10条において「就労継続支援B型」という。）に関する事業を行うものとする。</p>	名称	位置	定員	君津市福祉作業所ミツバ園	君津市坂田396番地の4	20名	<p>(名称、位置及び定員)</p> <p>第3条 作業所の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1164 363 2083 555"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>君津市福祉作業所ふたば園</td> <td>君津市外箕輪1,039番地の5</td> <td>22名</td> </tr> <tr> <td>君津市福祉作業所ミツバ園</td> <td>君津市坂田396番地の4</td> <td>22名</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業)</p> <p>第4条 作業所は、支援法第5条第14項に規定する就労継続支援のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型（第10条において「就労継続支援B型」という。）に関する事業を行うものとする。</p>	名称	位置	定員	君津市福祉作業所ふたば園	君津市外箕輪1,039番地の5	22名	君津市福祉作業所ミツバ園	君津市坂田396番地の4	22名
名称	位置	定員														
君津市福祉作業所ミツバ園	君津市坂田396番地の4	20名														
名称	位置	定員														
君津市福祉作業所ふたば園	君津市外箕輪1,039番地の5	22名														
君津市福祉作業所ミツバ園	君津市坂田396番地の4	22名														